

# 一般社団法人三重県建築士会 財産管理運用規程

平成 26 年 2 月 19 日理事会承認

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人三重県建築士会（以下「本会」という。）定款第 44 条の規定に基づき、財産管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 基本財産等の管理及び処分に関しては、定款及び他の規程に定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 本規程で、「基本財産等」とは、以下に掲げるものをいう。

- (1) 定款第 42 条による基本財産
- (2) 固定資産
- (3) その他の流動資産

(管理責任者)

第 4 条 基本財産等の管理責任者は、会長とする。

(基本財産等の管理方式)

第 5 条 基本財産等のうち、現金は確実な銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管するものとする。

2 基本財産は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金や特定の有価証券などに過度に集中した管理運用を行わないものとする。

(基本財産の処分)

第 6 条 本会の基本財産にあつては、本会の経営・収支状況に照らし、やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、処分または担保に提供することができる。

2 前項の処分または担保提供については、理事会において決議に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

(基本財産の果実)

第 7 条 基本財産から生ずる果実は、本会計の事業費、管理費等に充当するものとする。

(理事会の関与)

第 8 条 基本財産の管理運用方法については、毎事業年度ごとに理事会の決議により定め、会長はその決議された方法に従い、管理運用を行うものとする。

2 会長は、基本財産の運用替えを行った際には、直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(規程の変更)

第 9 条 この規程の改廃は、総務委員会に諮り理事会の決議による。

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。